

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 2 月 8 日

エスク三ツ川株式会社  
代表取締役 三ツ川 卓生 殿

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部 水道課

簡易専用水道検査機関登録簿への記載（登録更新）について

平成 2 8 年 2 月 5 日付けで提出のあった登録更新の申請については、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 4 において準用する法第 2 0 条の 5 第 2 項において準用する法第 2 0 条の 4 第 2 項の規定に基づき、簡易専用水道検査機関登録簿に下記の事項を記載したのでお知らせする。

なお、登録の有効期間は、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）第 6 条の 2 の規定に基づき 3 年と定められているので、引き続き法第 3 4 条の 4 において準用する法第 2 0 条の 5 第 1 項の登録の更新を受けようとする場合においては、法第 2 0 条の 5 第 2 項において準用する法第 2 0 条の 2 の規定により関係書類を添えて、十分な時間的余裕を持ってその申請をするよう申し添える。

記

- 1 登録年月日： 平成 2 8 年 2 月 1 2 日
- 2 登録番号： 第 1 2 3 号
- 3 氏名又は名称：エスク三ツ川株式会社
- 4 住 所： 大阪府大東市三箇四丁目 1 8 番 1 8 号
- 5 代表者の氏名：三ツ川 卓生
- 6 簡易専用水道の管理の検査を行う区域：  
三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県及び広島県
- 7 簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地：  
大阪府大東市三箇四丁目 1 8 番 1 8 号

以上